

第 1 1 回大津市農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和3年5月13日(木) 13時30分から15時32分

2. 開催場所 大津市役所 新館7階 特別会議室

3. 出席委員 (17人)

会 長	4 番	橋本 正和
副会長	3 番	大伴 四郎左衛門
副会長	6 番	山本 公彦
副会長	10 番	西村 正明
	1 番	高谷 久美子
	2 番	宇野 幸太郎
	5 番	安井 善次
	8 番	西村 博
	9 番	森元 直紀
	11 番	森田 康裕
	12 番	横山 成治
	13 番	松尾 比古敏
	14 番	正田 富美子
	15 番	上坂 雅彦
	16 番	服部 みさ子
	17 番	槌田 昌子
	18 番	三田村 美江

4. 欠 席 (1人)

7 番 田中 謙一

5. 説 明 員 (3人)

農林水産課 主幹、主事、田園づくり振興課 課長補佐

6. 傍 聴 人 (0人)

7. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名 5 番 安井 善次
8 番 西村 博

第2 議案第40号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
議案第41号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
議案第42号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第43号 農用地利用集積計画について
報告第60号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について

- 報告第61号 農地法第5条第1項7号の規定による届出について
報告第62号 相続税納税猶予の適格者証明書（新規）について
報告第63号 農地法第3条の3の規定による届出について
報告第64号 令和3年度農業関係予算概要について
報告第65号 令和4年度予算編成に係る大津市農業委員会の意見書について

第3 その他事項

8. 農業委員会事務局職員

局長、次長、係長、主査、主査

9. 会議の概要

事務局

皆さん、こんにちは。若干定刻より早いですが、お揃いですので、ただいまから第11回大津市農業委員会定例総会を開催させていただきます。

皆さんには、ご多忙中、ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。新型コロナウイルス感染症ですが、陽性者数は過去最多の更新が続くなど、近隣府県も緊急事態宣言が延長されており、大変厳しい状況でございます。滋賀県におきましても現在コロナとの「つきあい方滋賀プラン」のステージ判断を警戒ステージとしておりますが、これまでより感染力が高いとされております変異株ウイルスによる感染が増加しているという状況でございます。

また、確保病床の4分の3が占められ、重症者病床の3割が専有されているという状況であり、まさに医療体制は非常事態でございます。このような状況の中ではございますが、本日もできる限り3密を避けるということで席の配置や換気などをさせていただきますので、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

それでは、最初に、大津市農業委員憲章の斉唱を行いますので、ご起立をお願いいたします。

本日は議席番号11番 森田 康裕委員に先唱いただきますので、以後一斉にご唱和をお願いいたします。

< 大津市農業委員憲章斉唱 >

事務局

ありがとうございました。ご着席ください。

それでは、会議全体の司会進行については副会長の輪番制としており、議案の審議は、大津市農業委員会会議規則第5条の規定により会長をお願いしたいと存じます。本日の司会については、北部選出の副会長であります山本 公彦委員にお願いします。

それでは、開会に当たり、山本 公彦副会長からご挨拶をいただきたい

と存じます。よろしくお願ひいたします。

副会長

皆さん、ご苦勞様でございます。

それでは、早速議事に入りたいと思います。議事に先立ちまして、本定例会総会の成立について申し上げます。

本日は田中 謙一委員が所用のため欠席されています。在任委員18名のうち、ただいま出席委員が17名でございますので、在任委員の過半数に達しており、農業委員会等に関する法律第28条第4項の規定により、本定例会総会は成立しておりますことをご報告申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、ウェブ会議を導入しております。今月は1番 高谷 久美子委員、9番 森元 直紀委員、15番 上坂 雅彦委員、17番 槌田 昌子委員、18番 三田村 美江委員がウェブで本会議に出席されています。

なお、通信状況によりウェブ会議が中断した場合には、議事を一旦中断することもありますので、あらかじめご了承ください。

それでは、議事進行については会長、よろしくお願ひいたします。

議 長

それでは、日程に従い進めさせていただきます。

なお、事前に質問はありませんでしたので、ご発言はご意見に限って簡潔にお願ひいたします。

また、議事録整理のため、発言に当たっては挙手し、氏名を述べていただきました上で、ご発言いただきますよう、お願ひいたします。

また、携帯電話については電源をお切りいただくか、マナーモードに設定をお願いします。

では、議事が円滑に進行できますように、ご協力をよろしくお願ひします。

本日の議事録署名人を指名いたします。

5番 安井 善次 委員

8番 西村 博 委員

よろしくお願ひします。

それでは、ただいまから議事に入ります。

議案第40号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について。このことについて本定例会総会の議決を求める。令和3年5月13日提出。大津市農業委員会。会長 橋本正和。事務局の説明を求めます。

事務局

(事務局、資料に基づき説明)

議 長

説明が終わりましたので、農地法第3条の趣旨に照らし、申請農地について権利の設定・移転が妥当であるかどうか、地元委員のご意見をお伺ひいたします。

No. 1の木戸につきましては、私が地元委員ですので意見を述べさせてい

たきます。

令和3年5月7日に地元推進委員と土地家屋調査士と3人で現地確認をさせていただきました。これについては、詳しくは事務局からもお話がありましたとおり、特に大きな問題もございません。もともと畑として使用しており、水路やそれらに関する部分についても差し支えない状態で、特に問題ないと思っております。審査のほど、よろしく願いいたします。

続きまして、No. 2の和邇今宿について、地元委員よりご意見を願いたします。

委員

5月10日に推進委員と譲受人と司法書士と4人で現地確認をしました。数年間耕作放棄されていたので、草が繁茂している状態がしばらく続いていたのですが、この申請をするに当たり、草刈りはされていたようで、きれいに刈れているように思います。

今年の5月末から田植えを始めるとのことなので、また現状の確認を随時行っていきたいと思っております。ご審議をよろしく願いたします。

議長

はい、ありがとうございました。

続きまして、No. 3の新免二丁目について、地元委員よりご意見を願いたします。

委員

この案件は去る5月6日に譲受人、推進委員と私の3名で立ち会いを行いました。位置的には田上中学校から南西へ約400mのところの一筆。詳しくは事務局より説明がありましたとおりです。少し付け加えますと、この土地の地目は畑で、20数年前に圃場整備された区域内です。譲受人と譲渡人は兄弟です。将来、相続するという予定で、隣り合わせの位置に圃場整備の時に別地番を設定し換地をされたということです。その後、相続が発生して現在に至っている。

ところが、譲渡人である弟ですが、この方は会社員で忙しく、耕作できないとのことで、実際は相続した後も兄がずっと管理をされている経緯があります。

今後も農地として使用するという見込みがないとのことから譲りたいとなった。現況は何も変わらないということで問題はないと思っております。よろしくご審議を願いたします。

議長

はい、ありがとうございました。

続きまして、No. 4の瀬田三丁目及びNo. 5の大將軍二丁目につきまして、地元委員より一括してご意見を願いたします。

委員

まず4番の件については事務局より説明がありましたとおり、前年に一旦許可したものを、取り下げ、改めて所有者が2名になるということだけでございます。ほかに変更点はございません。もともとの土地も共有であったと

いうことで、逆に言うと、これを単独にすると交換できない、税金等の関係もあることから、共有ということになりました。

そこへもって、譲受人の1人は、実家の瀬田に11月に引っ越し、帰ってくる住まいについて、リフォームも終わったと聞いております。

現地等について、推進委員と〇〇氏と3名で確認いたしました。以前と何ら変わりなく問題はないものと判断いたしました。

その次、5番の譲受人が〇〇氏、譲渡人〇〇氏の件について5月3日に、譲渡人とともに3名で確認し、これまでの経験、耕作面積、所有機械等の状況を聞きましての結果、何ら問題はないと思います。

ただ、地区的にどちらかと言いますと、耕作放棄が起りやすいところに当たります。これは狼川の河川敷に近いところですから、藪などが生え、不法投棄がされているような場所もありますので、勝手な私の思いですが、現状からすると、むしろ所有者が変わったほうが選択肢としてはよかったですのではないかと考えております。

以上、報告いたします。ご審議、よろしく申し上げます。

議長 はい、ありがとうございます。

それでは、何かご意見ございましたらよろしく申し上げます。

委員 No. 2の件ですが、写真を見せていただいて、ここに「売地」、不動産屋の「〇〇」と看板が上がっていますが、これは何も関係ないのですか。

事務局 この看板をたて、買受人を探しておられたところ、今回引き合いがあったと解釈しております。以上です。

委員 申請前段階の写真だと思うので、今現状ではその看板はありません。

議長 ほかに何かご意見は。

委員 少し教えてほしいのですが、3番の案件です。お話の中で少し聞こえていなかったのですが、所有するほかの物件で、すでに転用した農地があり、それについては、12月末までに4条申請するとの話でしたね。

事務局 そうです。

委員 今、3条申請しているのに、4条申請は、年内というアナウンスをしているのはどういうことですか。この3条申請をするのと同時に、4条申請も一緒に出すように言うわけにはいかないのですね。

事務局 委員のおっしゃるように、この3条申請時に同時にできたら一番よいのですが、4条許可申請となると、法務局への地目変更登記申請については、調

整区域でもあるので、土地家屋調査士等に依頼して図面等を作成するなど、手間や時間が結構長くなり、それを待って3条許可となると大分遅れてしまいますので、このような対応をしています。ほかの農地で無断転用があるので、3条の全部効率利用要件にかかるため、4条許可を待つまでと言うと、3条を受け付けないという不作為のようなことにもなりますので、このような形で一旦受け付けたということです。

議 長 ほかにご意見ございますか。

(なしの声)

議 長 それではご意見が出尽くしたようですのでお諮りします。

ただし、先に事務局の説明がありましたとおり、No. 1の木戸については、審議いただく議案第43号の農用地利用集積についての採択後にお諮りいたします。

それでは、No.2について、許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、議案第40号 農地法第3条第1項の規定による許可申請No. 2は許可することに決定いたします。

続きまして、No.3について、許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、議案第40号 農地法第3条第1項の規定による許可申請No. 3は許可することに決定いたします。

続きまして、No.4について、許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、議案第40号 農地法第3条第1項の規定による許可申請No. 4は許可することに決定いたします。

それでは、No.5について、許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、議案第40号 農地法第3条第1項の規定による許可申請No. 5は許可することに決定いたします。

続きまして、議案第41号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について。このことについて本定例総会の議決をもとめる。令和3年5月13日提出。大津市農業委員会 会長 橋本 正和。事務局の説明を求めます。

事務局 (事務局、資料に基づき説明)

議 長 説明が終わりましたので、去る4月23日に実施しました現地調査の結果、農地法第4条の農地転用許可基準から見た審査状況について、一日立会委員からご意見をお伺いします。

委 員 この件に関しては、以前からこのような状態で、一つ残っている倉庫の中を見たところ、完全に野小屋と言えるものでしたので、今回この転用に関しては問題がないと思いますので、どうぞよろしくお願ひします。

議 長 はい、ありがとうございました。

続きまして、地元委員の意見をお伺いいたします。No. 1の仰木一丁目につきまして、地元委員にご意見をお伺いします。

委 員 先ほど一日立会委員がおっしゃったとおり、倉庫内には乾燥機が置いてあった跡や、農業関係の道具がありましたので、今は農業用倉庫が残っているということで問題はありません。ここの顛末書にありますとおり、そもそもここは田んぼだったのですが、湖西道路がまだ有料時代の工事用資材置場として、申請人のご主人が更地にして、そのまま資材置場としておいてあった。その後、相続が発生した時に、これは現況田んぼではないということが分かったので、ご家族が慌ててこの申請をしたという運びになっております。私も、ここは30年以上前からこの状態でしたので、てっきり地目変更は済んでいるものだと思っておりました。今さら水利権の問題ですとか周辺からの苦情等々はないと思いますので、ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議 長 はい、ありがとうございました。

それでは、何かご意見ございますでしょうか。あればお願ひします。

(なしの声)

議 長 では、ご意見もないようですので、議案第41号のNo. 1につきまして、賛成の方は挙手をお願ひします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、議案第41号 農地法第4条第1項の規定による許可申請No.1は許可することに決定いたします。

続きまして、議案第42号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について。このことについて本定例総会の議決をもとめる。令和3年5月13日提出。大津市農業委員会 会長 橋本正和。事務局の説明を求めます。

事務局 (事務局、資料に基づき説明)

議 長 説明が終わりましたので、去る4月23日に実施いたしました現地調査の結果、農地法第5条の農地転用許可基準から見た審査状況について、一日立会委員から一括して報告をお伺いします。

委 員 議案第42号のNo.1八屋戸の件です。隣の方が、〇〇さんの遊休化している田んぼを借りて、ポート置き場にするということです。その隣に田んぼが1枚あり、その田んぼへ水が行くように、水の確保だけは確実にしてください、それと周りとの境界を立会いの上で、はっきりしてくださいとお願いしておきました。転用に関して何ら問題はないと思います。

続きまして、No.2の真野大野の件ですが、これは滋賀県道路公社が施工する国道477号線拡張工事の工事ヤードとして使いたいとのこと。これも終わり次第、撤去し、元に戻すとのこと、公共工事ですので、何ら問題はないと思います。

No.3の真野普門の件ですが、この件は、国道477号線が4車線化になると、真ん中に中央分離帯ができ、普通の農業用機械などが横断できず、ぐるっと回らないといけないことから、横断用の道路を地下に造るという結構大規模な工事ですが、地元の要望もあることから造られるもので、道路公社の施工の工事なので、問題はないと思います。

No.4の仰木三丁目でございますが、昨年度、ここの南側を転用されており、残りのところで、面積にしたら、とても小さいところです。ぱっと見たら、ここの土地ですか、という状況でしたので、何ら問題はないと思います。

No.5の大石富川ですが、現地を拝見したところ、遊休農地ですが草は刈られていました。そこへキャンプ場を作りたいということです。火の始末はきちんとし、ものを燃やさないとのことで、先ほども事務局から説明がありましたように、トイレ等に関してはキャンピングカーを1台置き、それを利用する、川へ何か入ることはあるだろうが、漁業組合などと話をしているとのことで問題はないと思います。

No.6の大石小田原町の件ですが、これは新名神工事用仮設道路等を造る目的で借り受けられ、新名神の早期開通のために使うとのことで問題はないと思います。

以上です。

議長

はい、ありがとうございました。

続きまして、地元委員の意見をお伺いします。No. 1の八屋戸につきましては私が地元委員ですので意見を申し上げます。

4月23日に地元委員の私と一日立会委員と一緒に伺いました。初めに話もありましたが、ボートヤードの方が事業拡大のために借り受けるということです。この土地自身がだいぶ前からなかなか耕作されていない状況で、草が繁茂した状態になっています。入口も非常に狭く、ロータリーも通れない状態で、耕作に難儀している状態だったといえます。また、湿気も多く、耕作が難しい田んぼが、申請地と隣り合わせに一筆あるのですが、そこも同じような状況になっていて、このままその奥の田も不耕作が続くのではないかと心配している状況ですが、そういうところを利用していただけるのは、私どもとしても喜ばしい状況でしたので、特に問題はないと思っております。

以上です。ありがとうございます。

続きまして、No. 2の真野大野二丁目及びNo. 3の真野普門一丁目ほかについて、地元委員に一括してご意見をお願いします。

委員

最初に、真野大野二丁目の国道477号線4車線化改修工事のための、工事用ヤードということで、場所としてはこの1筆で、比較的狭いところなのですが、ほかに迷惑がかかるようなところはなく、工事としては別に問題ないようなところでございます。

また、真野普門一丁目は、先ほど一日立会委員が言われましたように、4車線化のために農業用の道路、道を横断する時に地元の方が地下道で安全に渡れるようにしてほしいとの要望があり、公社もそうするとのことで、別に問題ないと思います。完成後はまた元に戻すとの回答をいただいておりますので、皆さん、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長

はい、ありがとうございました。

続きまして、No. 4の仰木三丁目につきましては、地元委員にご意見を伺います。

委員

これもまた一日立会委員と一緒に立ち会いをさせていただき、現地確認をしてきました。先ほども事務局から話ありましたとおり、昨年の秋にこの隣の土地を転用されており、もともとその隣にあって当時は小さな物置小屋が建っていたのですが、もうそこは撤去されて更地の状態で譲渡人からここを買ってほしいとの依頼があったので、この別添資料52ページの写真のとおり、今はもう更地状態の小さな土地です。ここの写真にも写っていますのが譲受人の自宅ですので、ご自宅の隣の空き地を今回譲り受けられることにな

っております。この周囲も高台になりますので、田んぼ等々もありません。周りも小さな畑が混在するようなところですので、何ら問題ないかと思えますのでひとつよろしく願いいたします。

議長 はい、ありがとうございます。

続きまして、No. 5の大石富川一丁目及びNo. 6の大石小田原町ほかにつきまして、地元委員に一括してご意見を伺います。

委員 まず、No. 5の大石富川町の件です。これについては、4月23日午後、一日立会委員、私、推進委員及び事務局と立ち会いをさせていただきました。ここは、信楽川のすぐ端にある422号線の下の休耕地で、キャンプ場にしたとのことでした。キャンプ場については、この〇〇さんが確か次男だったと思いますが、長男が〇〇市におられて、その方が開発をするとのこと、実際、ここにキャンピングカーを管理棟として設置し、そこに常駐する形で使っていきたいと。それから、キャンプに来られる方については予約を受けた分のみという形にされるとのこと、まずは火の始末について十分注意してくださいということと、もう一つは河川がありますので、漁業組合にも確認は取ってくださいということは言っております。それと、ほかの河川は、不法投棄が多いので、管理棟で常駐されるような形で、不法投棄については、くれぐれもないよう管理をしていただきたいと思います。キャンプに来られた方がゴミのようなものを置いていくことが絶対ないようにしてくださいとお願いしております。それについては十分対応していただくとのことでしたので、何ら問題ないと考えます。

それから、続きまして6番目の大石小田原町の件です。これについては昨年6、7月頃からの新名神、NEXCOの工事で、そこは大分本格化しています。トンネル工事もどんどん行われていますし、トラックも相当入ってきています。その中で4車線化になったということもあり、資材置場が追加で必要になるということ、プラス令和7年9月まで期間の延長ということ、事務局から説明ありましたように、NEXCOの工事で、その期間、資材置場もしくは仮設道路等に供用され、これまで許可した部分についても、工事は進んでいますので問題ないと思っております。

以上です。審議のほう、よろしく申し上げます。

議長 はい、ありがとうございました。

それでは、何かご意見がありましたら伺います。

(なしの声)

議長 それでは、ご意見もないようですのでお諮りします。議案第42号のNo. 1につきまして、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、議案第42号 農地法第5条第1項の規定による許可申請No.1は許可することに決定いたします。

続きまして、No.2につきまして許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、議案第42号 農地法第5条第1項の規定による許可申請No.2は許可することに決定いたします。

続きまして、No.3につきまして許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、議案第42号 農地法第5条第1項の規定による許可申請No.3は許可することに決定いたします。

続きまして、No.4につきまして許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、議案第42号 農地法第5条第1項の規定による許可申請No.4は許可することに決定いたします。

続きまして、No.5につきまして許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、議案第42号 農地法第5条第1項の規定による許可申請No.5は許可することに決定いたします。

続きまして、No.6につきまして許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、議案第42号 農地法第5条第1項の規定による許可申請No.6は許可することに決定いたします。

それでは、続きまして議案第43号 農用地利用集積計画について。このことについて、本定例総会の議決を求める。令和3年5月13日提出。

会長 橋本正和。大津市農業委員会。農林水産課の説明を求めます。

農林水産課 (農林水産課 説明)

議長 説明が終わりましたので、何かご意見はございますか。

(なしの声)

議長 それでは、ご意見もないようですので、お諮りします。
許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議長 挙手全員により、議案43号 農用地利用集積計画については妥当との意見を大津市長宛てに回答することにいたします。

それでは、先ほど採決を保留しておりました議案第40号のNo. 1についてお諮りします。賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議長 挙手全員により、議案第40号 農地法第3条第1項の規定による許可申請No. 1は許可することに決定いたします。

ここで議案の審査を終了します。司会を副会長に交代させていただきます。

副会長 それでは、続きましては報告案件です。報告第60号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について、報告第61号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届について、報告第62号 相続税納税猶予に関する適格者証明について、報告第63号 農地法第3条の3第1項の規定による権利取得の届出について、以上一括して事務局の報告を求めます。

事務局 (事務局、資料に基づき説明)
(事務局、集計)

副会長 ありがとうございます。以上をもちまして報告案件を終了します。
そのほか、本日、特にこれはということがありましたらお願いいたします。

事務局 (事務局より報告)

副会長 それでは、これをもちまして農地系の案件は終了します。
 これより暫時休憩して、3時から再開をいたします。

< 休憩 >

< 再開 >

副会長 それでは、再開します。
 なお、後半部分についても、事前に質問等はありませんでしたので、ご意見のみについて、後ほどお受けをいたします。
 では、報告第64号 令和3年度農業関係予算について、ご報告をお願いいたします。

農林水産課 (農林水産課、資料に基づき説明)

田園づくり振興課 (田園づくり振興課、資料に基づき説明)

副会長 ありがとうございます。ただいまの説明について何かご意見がございましたらお願いします。

委 員 先ほど説明いただきました、ため池ハザードマップ作成費というのがございます。これは学区と大津市全体という形での取組ということでの事業予算を組んでいただいているというように思うのですが、このハザードマップをいつ、どのような形で作成されるのか、その工程等がもし分かればお願いしたい。

 といいますのは、私が在住しておりますのが〇〇学区で、当然、ため池もあります。ため池があるということは、河川の関係も当然あるわけで、また防災関係から考えますとこのハザードマップを作られて、大津市の各町にその内容について配布されるとなるなら、これから調査等となると、いつ頃完成し、そのハザードマップを防災的な面からもいつ頃実現するのか、計画的なものが分かれば教えていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

田園づくり振興課 このハザードマップについては、市の直営で現在作成しています。システムを購入し、市全体で約160か所、実は昨年度からスタートしておりますが、今年は2年度目で4か年をかけて約160か所全てを作成しようという計画をしております。

 また、その完成したハザードマップについては、地域の方、自治連合会、自治会等に周知、配布して、説明が必要であれば説明をする、最終的にその流れで確定したら、危機・防災対策課と連携を取りながら、市のホーム

ページに掲載する予定をしています。現在、昨年度のものは公表されています。今年度についても15日から昨年度作ったものは公表する予定で、昨年と今年の方を合わせて70のため池を公表する予定をしています。以上でございます。

委員 ありがとうございます。

副会長 ほかにございませんか。ご意見がある場合は後ほど事務局にお伝えいただけたらと思います。これで終わりたいと思います。

では、最後に農業委員会の予算について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 (事務局、説明)

副会長 ただいまの事務局の説明について、何かございましたらお願いします。

(なしの声)

副会長 ないようですので、続きまして、報告第65号 令和4年度予算編成に係る大津市農業委員会の意見書について事務局よりご報告をお願いいたします。

事務局 (事務局、報告)

副会長 ただいまの事務局の説明について何かございますか。

(なしの声)

副会長 ないようでしたら、続きまして、その他事項に移ります。事務局より何かありましたら。

事務局 (事務局、その他事項を報告)

副会長 最後になりましたが、何かございますでしょうか。

委員 最後1点だけですが、先ほど農林水産課から中山間地域直接支払制度の拡充の説明があり、今年、調査ということですが、スケジュール的にどうなっているのかを聞き漏らしたので教えて欲しいのですが。

事務局 確認します。それでよろしいですか。

委員 はい、お願いします。

副会長 ほかにはないでしょうか。

(なしの声)

副会長 なれば、以上をもちまして、第11回定例総会の全て議案、報告事項を終了いたします。ありがとうございました。

議事録署名委員

議長（橋本 正和 委員） 印

委員（安井 善次 委員） 印

委員（西村 博 委員） 印